

白石町光ファイバ整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、白石町内における情報通信格差の解消を目的として、高速かつ大容量無線局の前提となる光ファイバ網等の伝送路設備等を整備する電気通信事業者に対し、予算の範囲内において、白石町光ファイバ整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金については、白石町補助金等交付規則（平成17年白石町規則第45号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 白石町光ファイバ整備事業 白石町内において光ファイバ網等の超高速通信基盤が未整備である福富地域において、事業者が行う高速かつ大容量無線局の前提となる光ファイバ等の伝送路設備等を整備する事業（以下「事業」という。）をいう。

(2) 電気通信事業者 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる条件を全て満たしている電気通信事業者とする。

(1) 白石町光ファイバ整備事業における事業者選定実施要項に基づく公募により、事業を実施する事業者として選定されていること。

(2) 国が所管する無線システム普及支援事業費等補助金のうち、高度無線環境整備推進事業（伝送用専用線設備整備助成事業）に係る補助金（以下「国庫補助金」という。）の交付の決定を受けていること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から国庫補助金を除いた額とし、予算の範囲内で町長が定めるものとする。

2 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 補助対象事業者は、前項に規定する補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 事業の概要、計画
- (2) 事業に要する経費の見積書及びその明細書
- (3) 国庫補助金の交付決定通知書の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの

3 補助対象事業者は、第1項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額という。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第4条第1項の規定に基づき補助金の交付を決定し、速やかに補助金交付決定通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第8条 町長は、前条に規定する補助金の交付の決定を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）が、第3条に規定する条件を満たさない場合又は満たさなくなった場合は、補助金交付決定通知書の内容の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項又は規則第16条第1項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しを決定したときは、様式第3号により補助事業者に通知するものとする。

(着手届け)

第9条 補助事業者は、事業に着手しようとするときは、事業着手届(様式第4号)により、町長にその旨を届け出なければならない。

(変更等の承認)

第10条 補助事業者は、第7条に規定する補助金交付決定通知書を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等変更承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業対象経費の額を変更しようとするとき。

(2) 事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

2 補助事業者は、前項に規定する補助金等変更承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 事業変更概要書

(2) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、第1項に規定する承認をする場合において、必要に応じて補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

4 町長は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、補助金等変更交付決定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(事業の遂行)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件並びに法令、規則及びこの要綱(以下「法令等」という。)の定めに従い、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をして

はならない。

(状況報告等)

第12条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の遂行の状況について報告を求めることができる。

2 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ事故報告書(様式第7号)により町長に報告し、その承認又は指示を受けなければならない。

(1) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき。

(事業の遂行等の命令)

第13条 町長は、事業が補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令等に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 町長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、補助事業者に対し、事業の遂行の一時停止を命ずることができる。この場合において、町長は、補助事業者が前項の規定による命令の内容に適合させるための措置を町長の指定する期日までに執らないときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告)

第14条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第8号のとおりとする。

2 補助対象事業者は、前項に規定する実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 施設の完成後の図面及び設備の配置状況が分かる書類

(3) 事業の作業状況及び完成後の写真

(4) その他町長が必要と認める書類

3 第6条第3項の規定により消費税仕入控除税額を減額しないで交付申請を行った者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告し、同項の実績報告をした後において、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その額(消費税仕入控除税額を減額した場合にあっては、その金

額が減じた額を上回る部分)を消費税の額の確定に伴う報告書(様式第9号)により速やかに報告し、町長の返還命令を受けて当該消費税仕入控除税額を返還しなければならない。

4 第1項の実績報告書の提出期限は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日とする。

5 規則第12条第1項後段に規定する年度繰越に伴う実績報告書は、様式第10号のとおりとする。

6 前項の実績報告書の提出期限は、補助金等の交付の決定に係る町の会計年度の翌年度の4月15日とする。

(補助金の額の確定)

第15条 規則第13条に規定する補助金額確定通知書は、様式第11号とする。

(補助金の交付)

第16条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第12号のとおりとする。

(補助金の返還)

第17条 規則第17条に規定する補助金返還命令書は、様式第13号のとおりとする。

(事業の経理)

第18条 補助事業者は、事業の経理について、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助金交付が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加させた財産のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、町長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を町に納付した場合又は当該財産に応じ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、町長が

別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

光ファイバ整備地域	補助対象経費
白石町内において光ファイバ網等の超高速通信基盤が未整備である福富地域	<p>1 路線設備</p> <p>ア 幹線設備 光ファイバケーブル、中継装置、電柱、増幅器等</p> <p>イ 分岐装置 クロージャ、カプラ、ノード等</p> <p>ウ 無線アクセス装置 アクセスポイント装置等</p> <p>エ 引き込み設備 引き込み線等</p> <p>オ その他伝送路の整備に要する経費</p> <p>2 センター設備</p> <p>ア スプリッタ</p> <p>イ ルータ</p> <p>ウ スイッチ</p> <p>エ 監視・制御装置</p> <p>オ その他サービスを提供するために必要な機器等</p> <p>3 附帯工事費</p> <p>4 用地取得費・道路費</p> <p>(1)前号までの施設及び設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費(土地造成費を含む。)</p> <p>(2)附帯工事費</p>

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

白石町長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

白石町光ファイバ整備事業費補助金交付申請書

白石町光ファイバ整備事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業の概要、計画
- (2) 事業に要する経費の見積書及びその明細書
- (3) 国が所管する無線システム普及支援事業費等補助金のうち、高度無線環境整備推進事業（伝送用専用線設備整備助成事業）の交付決定通知書の写し

第 号
年 月 日

様

白石町長

印

白石町光ファイバ整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった白石町光ファイバ整備事業費補助金については、次のとおり補助金の交付を決定したので、白石町光ファイバ整備事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付の条件

白石町光ファイバ整備事業費補助金交付要綱を遵守すること。

第 号
年 月 日

様

白石町長

印

白石町光ファイバ整備事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで補助金の交付を決定した白石町光ファイバ整備事業費補助金については、次のとおり取消しを決定したので、白石町光ファイバ整備事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定の額 金 円
- 2 取消額 金 円
- 3 取消事由

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

白石町長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

白石町光ファイバ整備事業着手届

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった白石町
光ファイバ整備事業費補助金に係る事業について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業着手年月日

- 2 事業完了予定年月日

- 3 事業担当者
(事業者名)
(担当者職名)
(担当者氏名)
(連絡先)

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

白石町長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

白石町光ファイバ整備事業費補助金等変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった白石町光ファイバ整備事業費補助金に係る事業について、下記のとおり変更したいので、白石町光ファイバ整備事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
(うち前回までの申請額 金 円)
- 2 計画変更の理由
- 3 添付書類
(1) 事業変更概要書

第 号
年 月 日

様

白石町長

印

白石町光ファイバ整備事業費補助金等変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった白石町光ファイバ整備事業費補助金等の
変更については、下記のとおり変更を決定します。

記

1 事業名

2 事業費	変更前	金	円
	変更後	金	円

3 交付決定額	変更前	金	円
	変更後	金	円

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

白石町長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

白石町光ファイバ整備事業事故報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった白石町光ファイバ整備事業費補助金に係る事業について、下記の事故が発生したため、白石町光ファイバ整備事業費補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 事業の遂行及び完了の予定

様式第8号（第14条関係）

年 月 日

白石町長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

白石町光ファイバ整備事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった白石町光ファイバ整備事業費補助金に係る事業について、事業が完了しましたので、白石町光ファイバ整備事業費補助金交付要綱第14条第1項及び第2項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 施設の完成後の図面及び設備の配置状況が分かる書類
- (3) 事業の作業状況及び完成後の写真

様式第9号（第14条関係）

年 月 日

白石町長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

消費税の額の確定に伴う報告書

白石町光ファイバ整備事業費補助金交付要綱第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	補助金額	金	円
2	補助金の確定時における補助金に係る消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

注 別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第10号（第14条関係）

年 月 日

白石町長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

白石町光ファイバ整備事業年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった白石町光ファイバ整備事業費補助金に係る事業について、白石町光ファイバ整備事業費補助金交付要綱第14条第5項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

（1）収支の状況

（2）事業実施期間

様式第11号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

白石町長

印

白石町光ファイバ整備事業費補助金額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった白石町光ファイバ整備事業費補助金の額
について、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

補助金の交付確定額 金 円

様式第12号（第16条関係）

年 月 日

白石町長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

白石町光ファイバ整備事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で補助金額の確定通知のあった白石町光ファイバ整備事業費補助金について、白石町光ファイバ整備事業費補助金交付要綱第16条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

預金口座番号

銀行 本店・支店
普通・当座 号
フリガナ
口座名義人

様式第13号（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

白石町長

印

白石町光ファイバ整備事業費補助金返還命令書

白石町光ファイバ整備事業費補助金交付要綱第17条の規定により、次のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日まで
- 3 返還理由
- 4 返還方法
- 5 補助金の交付決定金額 金 円
- 6 補助金の交付確定金額 金 円